

北上市告示乙第126号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和4年12月9日

北上市長 高橋敏彦

種別	名称	位置	区域	供用開始の期日
街区公園	藤沢ふれあい北公園	北上市藤沢21地割65番10	別紙図面 のとおり	令和4年12月23日

備考 「別紙図面」は省略し、その図面を北上市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。